

加盟団体各位様

お手数ですが受信されましたら、ご担当におわたしください。右京社保協事務局（川村）

空(時代と世界)をみて、地(右京)をふみしめて！ 社会保障制度の拡充と活用を！

右京社保協事務局通信

2021. 2. 26

京都市右京区西院上花田町 36-3 右京民主商工会内 Tel 075-312-2257 Fax 312-2439

◇生活保護減額は違法！大阪地裁が歴史的な原告勝訴判決（2/22）！

・・・国は控訴せず、真摯に謝罪し、直ちに引き下げ前に戻せ

コロナ禍の中、明るいニュースが飛び込んできました。昨年6月の名古屋地裁の不当判決の悔しさを吹き飛ばす歴史的、画期的な勝訴です。判決を受けて、原告団・弁護団などは次のような声明を発表して、勝訴の意義を強調しています。京都地裁では5月25日が結審となっています。大阪地裁に続く勝訴に向け、運動をあげましょう。

本判決は、今回の引下げの名目とされた①「デフレ調整」、②「ゆがみ調整」のうち、①「デフレ調整」について、特異な物価上昇が起こった平成20年を起点に取り上げて物価の下落を考慮した点、生活扶助相当CPIという独自の指数に着目し、消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率を基に改定率を設定した点において、統計等の客観的な数値等との合理的

関連性や専門的知見との整合性を欠き、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し違法であると判断した。本判決は、国家賠償請求こそ認めなかったとはいえ、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量逸脱を認めた。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体的に保証する歴史的な勝訴判決である。

◇コロナ支援策活用・確定申告、なんでも相談会 1日目(2/21)には8名の相談者が

ふれあい会館を会場にした21日には、8名の方が来られました。確定申告に関する相談が7名、生活保護に関する相談が1名でした。7名(右京民商3名・年金者組合1名・生健会1名・山田市議・島田府議)が対応しました。申告相談の方は、主な収入が年金の高齢者ばかりで、申告書の記入の仕方まで丁寧に説明し大変喜ばれました。生活保護に関する相談の方は路上生活もされていた女性で、終了後と合わせ面談時間は3時間半以上となり、現在も継続しています。27日の相談会の予約数は、現時点で6名となっています。会場での対応メンバーは限定しますが、内容によっては各団体に要請、依頼しますのでご協力よろしくお願ひします。

◇「第2回食糧支援となんでも相談会」、人(ボランティア)・もの(食材)・カネ(カンパ)に協力しよう！！ とき:3/28(日)10~12時 ところ:京都保健会駐車場

すでにご存じと思いますが、1月17日の第1回の際は、開始2時間で食材がなくなりました。「あきらめないで、明日にむけて力をあわせよう」と支援と連帯の輪が広がっています。各団体も、できることで協力を問い合わせ先：。京都保健会事務局（担当：高梨・小泉）電話：862-1155

◇税制・税務行政の民主化と税負担軽減に向け、権利としての自主申告をあげよう！

52回目を迎える3・13重税反対統一行動の右京実行員会の取り組みは、次のように行われます。コロナ禍の中、申告期日は4月15日まで延長、各団体でも申告相談活動をすすめましょう。

○会場を公園とした10分ほどの集会（主催者挨拶と諸注意）後に、右京税務署に集団申告を行います。
○マスクを着用し、密接にならぬよう、必ず会場に。税務署前での待機は、なさらないでください。
とき：3月12日(金)午後2時半集合 ところ：三条坊町公園(三条春日 北東)

★3月度幹事会 緊急事態宣言の動向も考慮し、開催日時・会場を検討し、連絡します

予定議題 ①学習と交流 ②確定申告相談会、重税反対統一行動 ③その他

★3月度宣伝(各団体によるリレートーク)

とき：幹事会開催1時間前～ ところ:阪急西院